

平成 29 年度補正予算 小規模事業者持続化補助金

小規模事業者が当所の助言等を受けて経営計画を作成し、計画に沿った地道な販路開拓等の取り組みに対し、**50 万円**を上限に補助金（補助率 2/3）が出ます。

● 計画の作成や販路開拓の実施の際、商工会議所が支援させていただきます

ので、申請を検討されている段階でもぜひご相談下さい。

◆ 対象となる事業

経営計画に基づき、商工会議所の支援を受けながら実施する販路開拓等のための事業。あるいは、販路開拓等とあわせて行う業務効率化（生産性向上）のための事業。

《対象となる取り組みの例》

(1) 販路開拓等の取り組みについて

- ・ 新商品を陳列するための棚の購入
- ・ 新たな販促用チラシの作成、送付
- ・ 新たな販促用 PR（マスコミ媒体での広告、ウェブサイトでの広告）
- ・ 新たな販促品の調達、配布
- ・ ネット販売システムの構築
- ・ 国内外の展示会、見本市への出展、商談会への参加
- ・ 新商品の開発
 - ・ 新商品の開発にあたって必要な図書の購入
 - ・ 新たな販促用チラシのポスティング
- ・ 国内外での商品 PR イベントの実施
- ・ ブランディングの専門家から新商品開発に向けた指導、助言
- ・ （買物弱者対策事業において）移動販売車両の導入による移動販売、出張販売
- ・ 新商品開発に伴う成分分析の依頼
- ・ 店舗改装（小売店の陳列レイアウト改良、飲食店の店舗改修を含む。）

※不動産の購入・取得に該当するものは不可。

(2) 業務効率化（生産性向上）の取り組みについて

【「サービス提供等プロセスの改善」の取り組み事例】

- ・ 業務改善の専門家からの指導、助言による長時間労働の削減
- ・ 従業員の作業導線の確保や整理スペースの導入のための店舗改装

【「IT利活用」の取り組み事例】

- ・新たに倉庫管理システムのソフトウェアを購入し、配送業務を効率化する。
- ・新たに労務管理システムのソフトウェアを購入し、人事・給与管理業務を効率化する。
- ・新たにPOSレジソフトウェアを購入し、売上管理業務を効率化する。
- ・新たに経理・会計ソフトウェアを購入し、決算業務を効率化する。

◆補助対象者

卸売業・小売業	常時使用する従業員数 5人以下
サービス業（宿泊業・娯楽業以外）	常時使用する従業員数 5人以下
サービス業のうち宿泊業・娯楽業	常時使用する従業員数20人以下
製造業その他	常時使用する従業員数20人以下

◆手続きについて

申請は持続化補助金ホームページ（<http://h29.jizokukahojokin.info/>）にある「申請書（様式1）」・「経営計画書（様式2）」・「補助事業計画書（様式3）」・「補助金交付申請書（様式5）」を当所へ提出の上、「事業支援計画書（様式4）」（すべての事業者）、「事業承継診断票（様式6）」（代表者が60歳以上のすべての事業者）の作成・交付を依頼する必要があります。相談・作成依頼はお早めにお願います。締切間際の場合には対応できないこともあり得ますので、作成依頼はお早目に（できるだけ締切の1週間前までに）お願いいたします。

※今回の公募にあたっては、小規模事業者の円滑な事業承継を進めていただく政策上の観点から、代表者が高齢（満60歳以上）の事業者における事業承継に向けた取組の促進や、後継者候補が積極的に補助事業に取り組む事業者、経営計画の一環として「事業承継計画」を作成する事業者への重点的な支援を図ります。また、生産性向上のための設備投資に向けた取組を行う事業者や、過疎地域という極めて厳しい経営環境の中で販路開拓に取り組む事業者についても、重点的な支援を図ります。

なお、今回も代表者の年齢が「事業承継診断表（様式6）」の要・不要の判断基準になりますので、代表者の生年月日を確認できる公的書類（写しでも可）を当所へご提示ください。

※日本商工会議所への申請書類一式の送付締切

平成30年5月18日（金）【締切日当日消印有効】

〈お問い合わせ先〉

和歌山商工会議所 企業支援部 TEL:073-422-1111 FAX:073-433-0543

ホームページ：<http://www.wakayama-cci.or.jp/wakayama.shtml>